

向学

徳之島高等学校 進路通信
進路指導部 進路情報係 第 11 号
発行日 R6. 3. 15 (金)



よくわかる！奨学金

3年に及んだコロナ禍もようやく出口が見えてきましたが、混迷する世界情勢が止まらない物価高を呼ぶなど、経済生活への不安は高まる一方となっています。そんな中、**奨学金をはじめとする経済的支援が拡充**しています。夢をあきらめないためにも、制度を知ってかしこく使いましょう。

○ はじめに

文部科学省によると、過卒生を含む2022年度の高等教育機関への**進学率は83.8%と過去最高**を更新した2021年度と同率になりました(文部科学省「令和4年度学校基本調査〈確定値〉」)。内訳を見ると、大学56.6%、短期大学3.7%、高等専門学校4年次1.0%、専門学校22.5%となっています。

今では大学や短大への進学が当たり前の時代となりましたが、**高校受験のときよりもはるかに大きなお金がかかる**ことは忘れてはいけません。皆さんも聞いたことがあるかもしれませんが、日本は、過去30年間、働く人の給料が増えていません。しかし一方では、大学など高等教育機関の学費は上昇し続けています。そのため、多くの家庭が奨学金に頼っている現状があります。

奨学金には、**返還が必要な「貸与型」と返還不要の「給付型」の2種類**があります。もっとも多くの人が利用しているのが「**日本学生支援機構が行う国の奨学金**」です。国の奨学金は今から80年前に創設され、貸与型のみで運営されてきました。ところが、2017年度にごく一部の家庭を対象に給付型奨学金が初めて設けられました。そして、2020年度からは、給付型奨学金に加えて学費の減免も受けられる「高等教育の修学支援新制度」が始まっています。

現在、修学支援新制度の対象拡大が検討され、2024年度からの導入予定です。国の取り組みのほかにも自治体独自の動きも見られます。

奨学金制度の仕組みとポイント、注意点を正確に理解して、進路計画に役立てましょう。

○ 日本学生支援機構の奨学金

① 第一種奨学金(無利子)

進学する学校種別や通学環境で貸与される月額の上限が決められています。学力は**高校の成績が5段階評価で3.5以上**(予約採用)などと明確に基準が設けられていますが、住民税非課税世帯等の学生は実質的に成績が求められません。

貸与月額は「最高月額」と「その他の月額」の2種類があり、この違いは保護者の収入です。「最高月額」が利用できるのは、「その他の月額」よりも収入が低い家庭に限られます。

② 第二種奨学金(有利子)

進学する学校種別や通学環境に関係なく、月額2万円～12万円のなかから1万円単位で希望する金額を選択できます。実質的に成績は求められず、**保護者の収入のみで審査される**と考えてください。

また、私立大学の薬学部、獣医学部/医学部、歯学部の課程では、12万円に加えてそれぞれ2万円/4万円の増額貸与が受けられます。

③ 入学時特別増額貸与奨学金(有利子)

入学初年度に1度だけ借りられる有利子の一時金です。10万円～50万円のなかから希望額を選択しますが、第一種や第二種奨学金とは別の収入基準が設けられています。

○ 一般のローンとは異なる有利子奨学金の仕組み

第二種奨学金は有利子ですが、教育ローンなど一般のローンとは異なる特徴があります。まず、**奨学金の利息は上限3%**と制限がかけられています。さらに**利息が発生するのは返済開始時点から**です。つまり、奨学金を借りている在学期間中は一切利息が発生しません。

○ その他の奨学金&ワンポイントアドバイス

① 地方公共団体の奨学金

都道府県市区町村が独自に設ける奨学金。以前はほとんどが無利子貸与型でしたが、年々給付型導入の動きが広がり、2019年度には**約26%を給付型**が占めています。

ワンポイント・アドバイス

地方公共団体の奨学金では、卒業後のUターン、Iターン就職で返還免除とする取り組みが広がっています。そのため、奨学金制度の内容を市区町村レベルまで調べてみる価値があると思います。

② 特定分野の奨学金

主に、医療・保育・福祉分野系統の進路に多い奨学金。在学中に奨学金の貸与を受け、目指す国家資格を取得した後、指定勤務場所で一定年数働くことで返還免除される仕組みです。

ワンポイント・アドバイス

このタイプのデメリットは、規定年数未滿で退職すれば一括返還が求められることがある点です。そのため、利用する場合は、慎重に検討することが大切です。

③ 民間団体の奨学金

企業やその創業者などが基金を創設し運営する奨学金。給付型の割合が高いうえ、手厚い給付内容も多いですが、募集対象とする**大学や学部系統を指定**することが多いのが特徴といえます。

ワンポイント・アドバイス

民間団体の奨学金では、指定大学を申請窓口とするケースが多いですが、なかには大学を指定せず、直接応募としている民間の奨学団体もあるので、積極的に情報収集してください。

④ 学校独自の奨学金

大学や短期大学、専門学校などが独自に設ける奨学金。学校独自の奨学金は**給付型が占める割合が最も高く**、大学が88.5%、短期大学が89.4%となっています（日本学生支援機構「令和元年度奨学事業に関する実態調査」）。

ワンポイント・アドバイス

入学前の受験段階で給付型奨学金の採用の可否がわかる「(入学前) 予約採用型奨学金」を導入する大学の動きが広まっています。給付条件などは学校ごとにさまざまなので、志望校選択の重要項目として細かくチェックしてください。

○ 奨学金の「返還」を考えよう

奨学金の返還は、大学卒業後の7か月目から始まります。**貸与額が多ければ返還期間は20年**にもなります。**貸与型奨学金は学生が背負う借金**なので、滞納した時のリスクやリスク対策を正しく知っておくことがとても大切です。

奨学金の滞納2回目からは、滞納額に対して年率3%の延滞金が加算されます。そして、翌月には、「前月返還額+延滞金+当月返還額」を合わせた返還が求められます。滞納が続くと、とても一度には返せない金額に膨れ上がってしまうので、**滞納を甘く考えることは禁物**です。

奨学金の滞納が3か月続くと、滞納者の情報が個人信用情報機関に提供されます。このことを世間では、ブラックリスト登録と呼んでいます。ブラックリストに登録されると、クレジットカードが作れない、ローンが組めないなど**社会生活を送るうえで不自由がでてくる可能性**があります。

滞納を放置し続けて9か月を過ぎると法的措置の対象となり、親や親戚が連帯保証人、保証人となっている場合は、そちらにも返還が求められ、大きな迷惑をかけることになってしまいます。

資料：蛍雪時代6月臨時増刊 進路決定資格・職業・奨学金ガイドより

